

徳島県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

古志田池地区

二 申請人

吉野川市川島町栗村六二五番地 三木尚ほか五名

三 縦覧期間

令和四年八月五日から

令和四年九月五日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所